



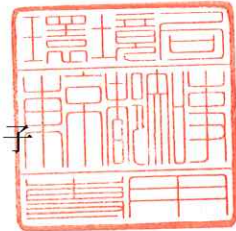
6 環改保第 1241 号
令和 7 年 3 月 18 日

フロン類引取等業者認定通知書

住 所 東京都葛飾区東新小岩三丁目 1 4 番 4 号
氏 名 セイコー産業東京株式会社
代表取締役 光永 佳仁 殿

東京都知事

小池 百合子



令和 7 年 1 月 17 日付けで申請のあったフロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 49 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり、同号に規定する知事が認める者として認定したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱（平成 27 年 2 月 26 日付 26 環改保第 877 号決定。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称及び所在地

名 称	セイコー産業東京株式会社 西営業所
所 在 地	東京都葛飾区西新小岩三丁目 3 7 番 3 6 号

2 認定番号

第 1 号

3 認定年月日

平成 2 7 年 4 月 1 日

4 認定の有効期限

令和 1 2 年 3 月 3 1 日

5 取消権の留保

次に掲げる場合は、この認定を取り消します。

- 一 不正な手段によりこの認定を受けたとき。
- 二 要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 三 要綱第 3 条第 1 項に規定するフロン類移充填等業務を廃止したとき。